令和5年度 第1回 大阪公立大学等学長選考会議 議事要旨

- 日 時 令和6年3月11日(月)10時00分~11時00分
- 場 所 大阪公立大学 阿倍野キャンパス 医学部学舎1階 応接室
- 出席者 経営審議会委員:鳥井委員(外部委員)、比嘉委員(外部委員)、酒井委員(内部委員) 教育研究審議会委員:仁科委員(外部委員)、櫻木委員(内部委員)、高橋委員(内部委員)

議事

【審議事項】

1 議長の選出および職務代理の指名について

事務局から、大阪公立大学学長選考会議規程(以下、「会議規程」という。)第5条第1項に基づき、経営審議会もしくは教育研究審議会の外部委員より議長の選出を行う必要がある旨説明があり、委員の互選により、経営審議会外部委員である鳥井委員が選出された。また、会議規程第5条第3項に規定されている職務代理者について鳥井議長から酒井委員が指名された。

2 規程の制定について

事務局から、「大阪公立大学学長選考会議規程(案)」、「大阪公立大学学長選考規程(案)」、「大阪公立大学学長の任期に関する規程(案)」および「大阪公立大学学長解任規程(案)」について説明があり、原案のとおり承認された。

(説明の概要)

- 1. 会議規程の第3条第1項各号において、委員構成のバランスの観点から「経営審議会から外部委員2名、内部委員1名」、「教育研究審議会から外部委員1名、内部委員2名」となるよう、また、第5条第1項ではこれまでの実態をふまえて「議長は内部委員から互選により定める」とした。
- 2. 令和3年度に策定済の大阪府立大学および大阪市立大学の会議規程は、大阪公立大学の会議規程の内容に沿って改訂を行う。

3 学長選考にかかる今後のスケジュール案について

事務局から、学長選考にかかる今後のスケジュール案について説明があり、原案のとおりに 承認された。

(説明の概要)

- 1. 今回の選考において会議は全4回開催し、8月の下旬に理事長へ学長候補者を答申する予定である。
- 2. プレスリリースは各選考会議後に行う事を基本とする。
- 3. 法人・大学ホームページに掲載する議事要旨は全発言の書き起こしではなく、主な説明と

主なご意見の記載とし、発言者の氏名も記載しない。

【協議事項】

1 大阪公立大学の学長に求められる要件及び選考方法等について

「大阪公立大学の学長に求められる要件について」

(説明の概要)

- 1. 本要件は3つのパートで構成しており、「1. はじめに」では、本学を取り巻く様々な環境や情勢、本学がめざすべき人材育成と社会貢献などの方向性を記載し、「2. 学長に求められる資質・能力」では第2代学長に求められる4つの資質と能力、「3. 第2代学長として中長期的な構想を持つべき課題」では、6つの課題項目を挙げている。
- 2. 今回の選考会議にて頂いた委員からのご意見を踏まえ、次回選考会議で確定するスケジュールとしている。

(主なご意見)

- ・ 対内的にはガバナンス、対外的にはコミュニケーションや情報の発信および収集の能力が 重要である。今後の選考で評価を点数化する際も、何が重要な項目であるかを検討し、配 点にメリハリをつけることが望ましい。
- ・ 卒業生からの視点も重要。それぞれが140年の歴史を経て今に至っている。また現保護者 についても同様で、大学を支援頂く立場の方々であるため、卒業生・保護者を大切にし、 大学のあり方や姿などを適切に情報発信・共有できる学長が望まれる。
- ・ 2025 年秋には森之宮キャンパスも開設され、街づくり中核を担うことになる。総合知というものをいかに社会に発信するか、また、都市シンクタンクや技術インキュベーション機能などの社会共創の分野をいかに継続・発展していくかを次期学長に大いに期待したい。
- ・ 少子化が進む中で、本学では府内の学生に向けた教育無償化の取組が始まる。そのような中でも大阪府以外の都道府県や、海外の優秀な学生に入学してもらえる取組みが重要である。
- ・ 時代の要請に応える学部・学域・研究科のあり方を再構築していくことや、教員や研究者 の皆さんのモチベーションを引き出すためのアプローチなど、大学改革についてリーダー シップを存分に発揮頂くことを期待したい。

「選考方法等について」

(説明の概要)

- 1. 学長の選考にかかる法人案は、旧帝大、有力国立大学、同規模公立大学の現状を参考にして作成した。
- 2. 選考の方法、推薦人の対象および必要人数、推薦受付期間、推薦に必要な書類などについて、法人案を説明した。

(主なご意見や質問事項)

・ 他大学でも学外者が学外の者を推薦している実績はあるのか?

- ⇒事前調査では見つけることができなかったが、法人案では幅広く学長候補者の推薦を受けることを目的として、学外諸機関の長からの推薦も可能とすることとした。
- ・ 学術研究を行う文科省の機関について、独立行政法人化している機関もある。また、大学 共同利用機関についてもどこまでが対象となるのかを明確にしておいた方が良い。
- ・ 推薦人が学長候補者を推薦するのは、どこに対して推薦するのか? ⇒学長選考会議に宛てて推薦する。
- ・ 各提出書類については、推薦人がまとめて学長選考会議宛てに提出するということで良いか?
 - ⇒お見込みのとおりである。
- ・ 複数の推薦人グループから別々に同一人物が推薦されてくるということも有り得るかと 思うが、その場合の取扱いはどうなるのか?
 - ⇒推薦人グループどうしで情報が共有されるわけではないため、そのような状況が発生することはあり得るが、2グループ以上からの推薦があったとしても、選考会議としては特に特別な扱いをすることなく、1候補者として選考頂くこととしている。
- ・ 歴史や背景の違う両大学の融合がようやく進んできている現状で、内部の事情が分かって いない外部の機関の長から外部の方を推薦することが出来るようにした理由は何か?
 - ⇒外部の機関の長からの推薦は、2020 年度に現辰巳砂学長を選考した際に置かれた推薦 方法である。これは、可能な限り幅広い対象者から推薦頂こうという意図であったため、 今回の法人案としてもその門戸を狭めることはしていない。
- ・ 2020 年度の学長選考においては、新大学の開学を控え、外部からの推薦募集の取り組みを もって大学の開学を広く伝えるためにも意味があったと思うが、今回は開学から 4 年目の 学長を選ぶ段階であるため、同じような効果を求める必要はない。また、これからも学内 融合を進めなければならないことも踏まえ、学外者からの推薦は必ずしも必要では無いと 考える。
- ・ 現在は学外でも、過去に府大や市大に長く在席された方などがいらっしゃったら、推薦の 対象者になられると思われる。
 - ⇒そのような方については、「学内者から学外者を推薦する」という形でカバ―出来ると 思われる。

【その他】

辰巳砂学長が兼任されている大阪府立大学と大阪市立大学の学長の任期についても大阪公立 大学の学長と同時期に任期満了を迎えることを踏まえ、「「学長は相互に兼ねることができる」と いう定款附則に基づき、3大学合同の選考会議として開催し、3大学の学長を兼ねる人物1名の 候補者を選出頂きたい。」という役員会からの申し入れのもと、3大学合同での学長選考会議と することとなった。